

内部統制プロジェクトチーム の設置について

内部統制プロジェクトチーム

「内部統制」の仕組みを強化し、都政改革の3つの原則（都民ファースト、情報公開※、税金の有効活用（ワイズ・スペンディング））を推進する。

※情報公開については、情報公開調査チームで検討

内部統制プロジェクトチーム

制度所管局等

- ・契約・入札【財務局】
- ・事業評価（政策評価）【財務局・政策企画局】
- ・補助金の使途（透明性）【財務局】
- ・監理団体の指導・監督【総務局】
- ・公務員倫理【総務局】
- ・各局の意思決定プロセス【総務局】

+

特別顧問等

- ・飯塚 正史 特別顧問
- ・上山 信一 特別顧問
- ・加毛 修 特別顧問
- ・坂根 義範 特別顧問
- ・佐藤 主光 特別顧問
- ・須田 徹 特別顧問
- ・小池 達子 特別調査員

○ 管理部門の都庁各局と特別顧問等によるチームを設置し、都庁における、これからの内部統制のあり方を検討

※海外出張旅費など舛添前知事の問題についても検証する。

内部統制

全庁的視点に
立った統制

各事業局

自律
改革

外部
統制

監査委員監査
外部監査

プロジェクトの進め方

- ① 各局で、既存の制度を「自律改革」の一環として点検
- ② 他自治体の例等も手がかりに、プロジェクトチームで都庁の内部統制の改善策を検討
- ③ 改善策を本部会議に報告し、議論

外部統制とは

外部統制とは

- 地方公共団体に対して、第三者の立場からチェックを行う外部統制として、地方自治法は、監査委員監査及び外部監査制度を規定し、内部統制機能を補完している。
- 外部監査は、現行の監査委員監査に加えて、監査機能の独立性と専門性を一層向上させることを目的として公認会計士、弁護士等がチェックを行う。
- 外部監査制度は、包括外部監査と個別外部監査とがあるが、都においては包括外部監査のみ実施している。
 - * 根拠法令
 - 地方自治法(第13章「外部監査契約に基づく監査」)
 - 東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例

都の監査体系

内部監査(監査委員)

知事から独立した執行機関

- 行政監査
- 定例監査
- 工事監査
- 財政援助団体等監査
- 決算審査
- 住民監査請求 など

* 根拠法令 地方自治法199条、233条、242条

外部監査

包括外部監査

- 包括外部監査人は、自己の見識と判断に基づいて、「特定の事件」(テーマ)を選択して監査を実施

個別外部監査

- 都においては事例なし

* 根拠法令 地方自治法252条の27～252条の46

内部統制とは

内部統制とは

- 適正で効率的な事務を行う主体は各事業局であり、自ら自律改革を通じて管理しなければならない。
- 各事業局の取組に対し、外部統制として、外部監査などによるチェックを行っている。
- さらに、各事業局が自己管理できない場合もあるため、事業の枠を越えた全庁的視点に立った内部統制の仕組みが必要となる。
- 具体的には、内部統制プロジェクトチームで、契約・入札(財務局)、事業評価(財務局・政策企画局)、補助金の使途(財務局)、監理団体の指導・監督(総務局)などを検討する。

都庁の主な内部統制制度

制度	制度所管局	法的位置付け等
契約・入札	財務局	地方自治法221条2項、契約事務規則
事業評価(政策評価)	財務局	事業評価実施要綱
補助金の使途(透明性)	財務局	地方自治法221条2項、補助金等交付規則
監理団体の指導・監督	総務局	地方自治法221条3項、監理団体指導監督要綱・基準
公務員倫理	総務局	地方公務員法
予算編成プロセス	財務局	地方自治法221条1項、予算事務規則
各局の意思決定プロセス	総務局	事案決定規程、文書管理規則

(制度所管局は、東京都組織条例2条及び東京都組織規程20条・21条にて規定)

注:公益通報など情報公開に関するものも内部統制の重要なテーマだが、情報公開調査チームで取り扱う。